

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第49号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和41年岩手県規則第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給の申請)</p> <p>第9条 受給資格者は、訓練手当の支給を受けようとする場合には、前月分の訓練手当について毎月5日（県外受講者にあつては、毎月7日）までに、<u>公共職業訓練又は職場適応訓練を受けているときにあつては別に定める様式による訓練手当支給申請書を、求職者支援訓練を受けているときにあつては別に定める様式による訓練手当支給申請書（求職者支援訓練受講者用）を、</u>当該訓練を受ける施設の長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(支給の申請)</p> <p>第9条 受給資格者は、訓練手当の支給を受けようとする場合には、前月分の訓練手当について毎月5日（県外受講者にあつては、毎月7日）までに、別に定める様式による訓練手当支給申請書を、当該訓練を受ける施設の長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の訓練手当支給規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。